

携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会  
(第2回) 議事要旨

1 日 時 平成19年10月9日(火) 14:00~16:00

2 場 所 中央合同庁舎第2号館8階 総務省第1特別会議室

3 出席者

(1) 構成員(五十音順、敬称略)

生越由美、金山智子、北 俊一、鈴木 博、根岸 哲(座長)、森川博之、  
山本隆司、吉田 望

(2) 総務省

小笠原情報通信政策局長、河内官房審議官、今林総務課長、  
吉田放送政策課長、奥放送技術課長、吉田地上放送課長、武田衛星放送課長、  
藤島地域放送課長、長塩放送政策課企画官

4 議題

(1) 検討課題に関する提案募集結果について

(2) プレゼンテーション(第1回)

- ・(社)デジタルラジオ推進協会
- ・メディアフロージャパン企画(株)
- ・モバイルメディア企画(株)

(3) その他

5 議事要旨

- 事務局の交代について、総務省より説明。
- 事務局より「第1回会合の補足資料」(資料1)に基づき説明。

(1) 検討課題に関する提案募集結果について

○ 説明内容

事務局より「検討課題に関する提案募集結果について(概要)」(資料2-1)及び「検討課題に関する提案募集結果について(詳細)」(資料2-2)に基づいて説明。

○ 質疑応答・意見交換

【構成員】 資料2-1の2ページ目、ほかの部分にもあるのですが、「アナログラジオとデジタルラジオの関係」というところで、非常に基本的な話ですが、デジタルラジオ放送をモアチャンネルとして位置づけるのか、現行のアナログラジオを将来、デジタルラジオに巻き取っていくのか。現状、どのような議論、総務省においてどのような状況であるかということを確認させていただきたいのですが。

【総務省】 現在、FM、AMというのは当然アナログラジオでございますが、デジタルラジオにつきましては、前回の懇談会でも若干ご説明申し上げましたが、平成15年10月から実用化試験局ということで行われております。これが今まで約4年間続いているところでございますけれども、社団法人デジタルラジオ推進協会というところが、東京と大阪でそれぞれ実用化試験局を開設しているところでございます。

これにつきましては、現在、VHFの7チャンネルの部分を使って行っておりますが、その免許に当たっては、平成12年に免許方針というのをつくっておりますが、将来実用局の免許を行うこととなった場合には、ですから実際のデジタルラジオの免許、本免許を行うこととなった場合には、現在行われている実用化試験局の免許主体であること、または免許主体への参画者であることをもって優先的な地位または資格を与えるものではなく、周波数、つまり現在使っている7チャンネルは、将来の実用段階での使用を前提するものではないということで、あくまでこの実用化試験局は、実用を行っていくための試験ということではございますが、将来の参入を保証しているものではないということも前提として、今のデジタルラジオというものが行われているというところでございます。

したがって、新たにマルチメディア放送の中でこのデジタルラジオと同じ方式が入ってくるのかどうかということも、この懇談会における議論の対象でもございますし、その中において免許主体のあり方を、現在の既存のラジオ事業者との関係、つまりこのようなものにするのか、新たなサービスとしてマルチメディア放送全体を位置づける中にデジタルラジオというものがあるのかということにつきましても、ご議論をいただくという対象になってくるかと存じます。

【構成員】 アナログラジオについては、いつ取りやめるといようなことを決めずに、実際的には非常に長期間継続することを前提に今のところなっているという理解でいるのですけれども、それでよろしいでしょうか。

【総務省】 ラジオにつきましては、現在のアナログをデジタルに変えていくかどうか、アナログを終了させるという具体的な計画は今のところできておりませんし、

そのための実際の周波数の割り当て等の作業も現在行っていないという状況でございます。

(2) プレゼンテーション（第1回）について

(社)デジタルラジオ推進協会、メディアフロッジャパン企画(株)及びモバイルメディア企画(株)からそれぞれ本懇談会における検討課題及び当該課題に対する考え方を聴取し、その後質疑応答・意見交換を行った。

① (社)デジタルラジオ推進協会

○ 説明内容

資料3に基づき説明。

○ 質疑応答・意見交換

【構成員】 この地上デジタルテレビ放送と共通点を持つということが図にあったのですけれども、それが具体的に例えば消費者メリットであるとか、受信機価格であるとか、あと送信設備であるとかと具体的にそのメリットとなりますと、共通化によってどんなメリットがあるのでしょうか。

【デジタルラジオ推進協会】 まず、方式上、ワンセグとの共通化が図られていますから、まず受信機をつくる際に、ワンセグ受信機はもう既に1,000万台を超えている受信機でありますけれども、デジタルラジオをつくる際にも全くハード的には共通部分がほとんどになっていますので、新規開発要素がないという点で新たな受信機コストが抑えられると考えています。

実際、100万台以上普及するデジタルラジオも、すべてワンセグ共用端末ということで、受信者のほうも選曲する際に、デジタルラジオであるとか、ワンセグであるとか、新たな切りかえというよりは、シームレスな形で多くの番組をお楽しみいただけるというメリットがあるかと思っております。

当然、方式が同じですから、送信の設備そのものについても全く共通化が図れますので、そういったメリットは放送事業者にとっても大きいものと考えています。

【構成員】 あと、移動に対する性能というか、優位性というのは一般的にどうなんでしょう。

【デジタルラジオ推進協会】 一般的に見れば、OFDMという技術を使っているということとか、電波的にも、受信しやすい電波というか方式を使っているということ言えば、実際、今、ワンセグがかなりの部分で受け入れられているとい

うふうに考えますし、逆にデジタルラジオになりますと、全部が移動体向けの放送という形で一くくりになりますから、例えば受信しにくいところにもそういったギャップフィルアを置いていくということも、送信ネットワークをつくる上ではメリットがあると考えていますので、ワンセグよりもより有効な使い方、放送局の置局というものも可能になるのではないかなというふうには考えています。

**【構成員】** 2点ほどお伺いしたいんですが、現在やっていらっしゃる実験放送の中で、特にデジタルラジオということの中で、放送の公共性という点で、特に例えば災害放送ですとか、安心・安全といった放送の点が各ラジオ局から出ていますが、実際の試験放送の中でそういった試みというのはとられているのでしょうか。

それともう1つ、今ざっと見せていただきましたパンフレットを見る限り、どちらかというと、この試験放送の対象が比較的若者とか、都市型の方たちを対象にしたような感じがするんですけども、例えばもう少し高齢の方とか、地方の方たち、いわゆる携帯にあまりなれていない方たちに対する実験とかという、その配慮というのはされているのでしょうか。

**【デジタルラジオ推進協会】** まず、公共性についてでございますが、まだ実用化試験ということで非常にエリアが狭いというようなこともあって、具体的にここで毎日そういうことを放送するということはやっておりませんが、防災関係につきましては、防災の日にそういうスペシャル的な特番を組んだり、そういうことで各社のノウハウをこのデジタルラジオの中に入れられるような研究はしております。

それから、高齢者向けということでございますが、NHKの番組で、特に多チャンネルの部分で、19時台にニュースを「ゆっくりラジオ」というふうに番組の中で書いてございますが、通常のしゃべるスピードを若干緩めまして、緩めても頭と最後の部分は同じ時間内に入るんですけども、ちょっと間隔を縮めるとか特殊な技術を使いまして、高齢者の方にニュースをわかりやすく聞いていただくというような実験もやってございます。これはデジタルならではの多チャンネルということで、幾つか選べるという中で、高齢者の方は例えばそういうチャンネル、「ゆっくりラジオ」を選んでいただくというようなことで、そういう試みを幾つかやっております。

**【デジタルラジオ推進協会】** 若干補足をさせていただきますと、多チャンネルということで、いろいろな各国の言語もお話をさせていただくということについては、やはりいろいろな方々にラジオに接していただきたいという気持ちを持っております。

それから、災害報道ですけれども、データ放送を、今、常時流しております、常に最新のニュースというものも表示できる形をとっております、まだ実際にしゃべるといのは定期的なニュースという範囲を超えておりませんが、こういった試みといのは各局それぞれ試しているというところかと存じております。

【構成員】 ハード・ソフト一致のところなんですけれども、これは公共の福祉に資するからハード・ソフトの一致が必要だという論理なわけなんですけれども、通信放送の融合で、大体通信側は、ハード・ソフトがばらばらでも公共の福祉に資することができるのではないかという流れもありますので、公共の福祉に資するからハード・ソフト一致が必要なんだという論理武装があればお教えいただきたいなと思います。

【デジタルラジオ推進協会】 ここは、そういう論理というか、放送が放送インフラと番組内容の両方に責任を持つのが、結果的には公共の福祉に資するものであるというふうな考え方でございます。要するに、電波としてちゃんと正確にお届けする義務、それから番組内容そのものに対しても我々の顔の見える、署名性というふうに書かせていただきましたけれども、その両面を持つということが公共の福祉に放送としてこれまで資してきたんだろうというふうな考え方で、ハード・ソフト一致という考え方を提唱させていただきました。

【構成員】 そうすると、例えばコンテンツだけコンテンツ規制法か何かで定義して、インフラはインフラできちんと規定すると。別々だということもあり得るということですか。

【デジタルラジオ推進協会】 もちろん両方別々にそれぞれ責任を持つということは構わないんですけれども、地上放送の場合には、番組によっては、例えばこの皆さんにお届けしなければいけない、そういった事業性というものを当然加味しなければいけません。衛星放送は、事実、そうやって別々にやってきているわけですけれども、そういった事業性を考えますと、やはり両面で考えていったほうが、1つの事業体として責任を持っていったほうがやはりいいのではないかなというのが今のところの我々の考えということでございます。

【構成員】 それについてももう1個あるのですけれども、私、ラジオの仕事が長くて、キー局といのはそれに対応できるんですけれども、実はラジオはこの20年間増えておりませんで、またローカル局の経営も非常に厳しいという現状があります。その中で、アナログ放送を継続しながらより新しい放送にチャレンジす

るには、事業性という点でおっしゃいましたけれども、そうしたことが実際にこれから長期間可能なのでしょうかという不安がございますけれども、いかがでしょうか。

【デジタルラジオ推進協会】 この方式の中で電波の仕組みとしては、束ねて1つの放送機でもって放送を出せますよという機能をこのISDB-Tsbという方式は持っているわけなんですけれども、一事業者がそれぞれネットワークをつくるということではなくて、例えば複数の事業者、あるいは大きな地域ごとのくくりとして集まって、その方たちが例えば今でも鉄塔を共有してみんなでシェアしながらつくっていくという考え方がございますけれども、そういった形で、より安いコストでのインフラ構築というものを一方では目指しながら、番組内容としては、デジタルの新しい機能をつけ加えられるということのメリットがあるというふうに考えられる事業者さんは、そこに参画ができるんじゃないかなと思っていますけれども。なかなか厳しいというのは、十分承知しているところではあります。

## ② メディアフロージャパン企画(株)

### ○ 説明内容

資料4に基づき説明。

### ○ 質疑応答・意見交換

【構成員】 スカパーのモデルの携帯版のように聞こえたんですけれども、それでいいのかどうかということと、もしその場合に、月額例えば携帯での有料チャンネルみたいなもののユーザーからの想定される購入可能な金額というんですか、それとあと、最終的なシェアというか、何人ぐらいがそれを見るだろうということ、もしイメージがあればお聞きしたいと思っておりますけれども。

【メディアフロージャパン企画】 確かに、非常に似ている部分もあろうかと思っておりますけれども、インフラの持ち方、コンテンツの調達やり方等々、今後の我々のビジネスの組み方にもよりますけれども、違って来る面ももしかしたらあるのかなというふうには理解しております。

それから、コンテンツの金額に関しましてでございますが、課金のやり方としては幾つかの方法がございます、例えば今ご指摘いただいたような、月額の基本料をいただいて、その中でパッケージ額を想定した幾つかの番組をご利用いただくような方法でありますとか、あるいは1番組、あるいは1チャンネル、これごとの課金等々をするような機能というのは、既にシステム的には持っております。

具体的な金額、水準に関してでございますけれども、私どもでも調査をいたしておりますけれども、数百円から1,000円前後ぐらい。これぐらいの価格範囲であれば、お客様の相当な興味を引くということが可能ではないのかなと思います。当然、これはコンテンツそのものの価値と、ユーザーのコンテンツに対する需要とによって適正な価格というのは決まってくるかと思しますので、これらにつきましては、実際のビジネスを我々が組む際に十分な検討をさせていただきまして、別途ご提示をさせていただきたいと思っております。

【構成員】 今回のビジネスモデルを組まれるに当たって、海外の同じような業種で参考になっている会社とかが特にあったらお教えいただきたいという点と、あと著作権の問題について触れられているんですけども、許諾権か報酬請求権かいろんな議論があると思うんですけども、特にどこら辺の改正をご要望されているかという点を教えていただければと思います。

【メディアフロージャパン企画】 まず、海外の事例でございますけれども、私どもが採用を検討しておりますMediaFL0という技術につきましては、既に北米のほうでサービスを開始しております。そちらのほうでもさまざまなビジネスモデル検討が進んでおりまして、もう既にある部分、あるいはこれから出てくる部分でございますけれども、そういったものが1つ参考になるのかなと考えております。

それから、著作権の部分でございますが、今ご指摘いただいた部分を含めまして、コンテンツ調達における著作権の整理、当然コンテンツホルダーの方の権利をいかにお守りするかという部分と、我々としてもビジネスでそれを利用していく際のさまざまな検討事項というのは、いろんな点で整理すべき事項が残っているのではないかなと思っております。具体的にここここということではございませんけれども、そういったビジネスの根幹をなします著作権、あるいはその周辺領域における制度整理、これら全般に関する整理をお願いしたいということでございます。

【構成員】 今回のビジネスモデルは、コンテンツは第三者から提供することを想定していて、メディアフローさん自身は、ライセンス料で食っていくということによろしいんですか。それとも、コンテンツからも収益を考えているのでしょうか。

【メディアフロージャパン企画】 今ご質問の点に関しましては、両面あると思っております。私どもでさまざまなコンテンツを調達する部分と、私どもが主体となって提供する部分と、これは可能性としては2つあるだろうと考えております。したがって、今のご質問に対しては、どちらか一方ということではござ

いまして、両者混在ということをご前提で考えております。

【構成員】 技術の進歩ということが言われていて、その柔軟性とかが書いてありますけれども、技術的進歩として当面念頭にあるものは何でしょうか。

【メディアフロージャパン企画】 既に私どもで採用を考えております技術方式につきましては、最初のバージョンのサービス仕様、これはもうフィックスになっておるんですけれども、もう既に次のバージョン、その先のサービス形態を見越して、幾つかの機能について既に議論が行われております。ちょっと細かい部分でございますので具体的には省かせていただきますけれども、そういった新しい取り組みというものが既に並行してなされておりますので、そういった動きというものは今後とも継続するであろうと考えております。

したがって、そういった意味から、時間とともに、時代とともに進歩していくであろう技術についてご説明をさせていただきました。

【構成員】 それは、国際性とかそういう観点から見ると、北米だけで閉じているのか、もっとほかの地域とも連携しているのでしょうか。

【メディアフロージャパン企画】 現在、商用サービスを行っておりますのは北米、アメリカでございます。これ以外にトライアルということで、ヨーロッパであればイギリス、あるいはアジアであれば台湾、香港、マレーシア、こちらの各国では既にトライアルが行われているということで、既に発表もされております。

実は、それ以外でも幾つかトライアルの実施に向けた準備をしている国がございますので、ちょっと詳細は申し上げられないんですけれども、そういった複数の国で採用に向けた具体的な動きというものが既に始まっております。

### ③ モバイルメディア企画(株)

#### ○ 説明内容

資料5に基づき説明。

#### ○ 質疑応答・意見交換

【構成員】 おっしゃられたことは非常にもったもたと思ったんですけれども、そういうのを実現するには、もうちょっとビットレートの高い周波数のほうが望ましくて、VHF波というものはさほど情報量が多くないですから、そのときに例えば今言った多様性であるとか、あるいはこれで言うと複数技術に必要なだけの情報がこのところでとれるかどうかちょっと疑問があるんですけど、いかがでしょうか。

【モバイルメディア企画】 周波数帯は、希望を言えばいろんな部分があるんですが、結局はアベイラブルな、例えば今回であればVHFのハイとローというところに限定されてしまいますので、その限定された周波数の中で、技術基準としてはどういう技術がより効率がいいかという観点でぜひ考えていただきたいということでございます。

【構成員】 17ページの競争促進の観点からというところで、「競争の促進を図り、多様かつ低廉なサービスの提供による」と書いてある、また真ん中に「電波の公平かつ効率的な利用を確保するため」というのが書いてあるんですが、これは誰にとっての電波の公平かつ効率的な利用を確保するということなんでしょうか。

【モバイルメディア企画】 これは、エンドユーザーしかり、それから各参入したい事業者しかりだと思っています。どういうことかといいますと、まずユーザーにとっての電波の公平かつ効率的なという意味合いは、ここでオープンなプラットフォームにしていろんな企業が参画することによって、より安価なサービスというのが望めると思います。そういう意味での効率的な利用というふうに言えると思っております。

それから、「電波の公平かつ」というのは、事業者にとっていいますと、今回も限られた周波数、参入したいという事業者の数に比べたら非常に限られた周波数だと思っています。そういう意味では、今回、もしランセンスが取れなかった事業者があったとしたら、こういうプラットフォームの上に例えば乗っかっていただいて、フルの帯域ではない、ある限られた帯域、スピードかもしれませんが、それで事業をやっていただくという形の可能性が出てくると、そういう意味合いでございます。

【構成員】 そうしますと、今、特にエンドユーザーに関して言えば、安価なサービスを提供できるということになりますと、一方でその質、中身に関してはどのようにお考えになっていらっしゃいますか。

【モバイルメディア企画】 多分、2つあるかと思いますが。1つは、インフラとしてのデータ、波そのものをユーザーに届けるという信頼性が1つと、それからコンテンツに対する信頼性が1つあると思います。

まず、波を届けるという観点でいいますと、これは規定の仕方は幾らでも出てこようかと思っています。例えば、今の通信事業者がユーザーに対してサービスを提供するときのサービスグレードというようなものも規定しています。同じような形で、例えば放送に関してもある一定のサービスというものを規定してしまえば、それを利用する事業者、ユーザーにとっても一定のサービスが受けられると考え

ております。

コンテンツに関して言うと、非常に難しい面があるかと思いますが、これは、最初のほうに私のほうからお話しさせていただいたんですが、放送そのものとして非常に公共性の高いものに関しては、何らかのチェックをするような仕組みが必要かもしれません。ただ、サービスがものすごい多様化になって、インターネットの例えばCGMに似たようなものになってくると、これはユーザーそのものがそれなりに相互にコントロールをして、例えばよくないコンテンツというのは排除されていくとかというようなことも起きてくるのではないかと考えています。それ以上、どういうメカニズムでということに関しては、まだ今の段階では明確なアイデアはございません。

**【構成員】** このような事業をやるときに、わりとハードから独立したプラットフォーム事業者が複数の通信事業者にやるようなことも考えられますし、それから結局プラットフォーム事業とハード事業が一体化して進んでいくということもあると思いますけれども、プラットフォームの業態については、中立的なプラットフォーム事業者が複数事業者に提供するようなものと、それからプラットフォーム事業とハード事業は一体のもの、どちらのイメージでいらっしゃいますか。

**【モバイルメディア企画】** 非常にオープンに中立的なものであるべきだと思っています。例えば、今回の私どもの事業で言うと、ソフトバンクモバイル、NTTドコモさん、auさん、それぞれのユーザーに対するサービスということになるかと思っています。その中のある帯域に関しては、例えばソフトバンクモバイルがその帯域を買い取って、自分のところのユーザー専門の情報を流すこともあるでしょうし、ある帯域をauさんが買い取って流す、ないしはNTTドコモさんが買い取って流すということもあろうかと思っています。ただ、全般に言うと、中立的な話になるかと思っています。

## 6 その他

- 事務局より「当面のスケジュール（案）」（資料6）に基づき説明。
- 第3回会合は、10月29日（月）17：00から開催の予定。

以上